主文

- 1 原決定を取り消す
- 2 岐阜地方裁判所平成14年(行ウ)第16号損害賠償代位請求住民訴訟事件につき、被告をAから瑞浪市長Aに変更することを許可する。

理由

第1 抗告の趣旨及び理由

抗告人の抗告の趣旨は主文同旨であり、抗告の理由は別紙即時抗告理由書(写)のとおりである。

- 第2 当裁判所の判断
- 1 本件は、抗告人が、地方自治法に基づく住民訴訟として、瑞浪市に代位して、瑞浪市長である被告A個人に対し、瑞浪市に違法な公金支出に関する損害の賠償を求める訴訟(以下「本件訴訟」という。)を提起したところ、同訴訟係属中に相手方の指摘を受けて被告を誤ったことに気付き、被告をAから瑞浪市長Aに変更することの許可を求めたが、原審が、抗告人には被告を誤ったことについて重大な過失があったとしてこれを許可しなかったため、これに不服である抗告人から即時抗告のあった事案である。

そして、本件訴訟の提起があったのは、平成14年法律4号によって地方自治法242条の2第1項4号が改正され、同改正附則1条及び4条、平成14年政令94号により上記改正法が施行された平成14年9月1日を経過して間もない時期のことであり、本件のような住民訴訟において被告を誤ることは十分起こりうる状況であったといえることも考慮すれば、抗告人が本件訴訟において被告を誤ったことについて抗告人に重大な過失があったとまでは認められないというべきである。3よって、抗告人の被告変更の申立てを却下した原決定は失当であるからこれを取り消し、抗告人の申立てを許可することとして、主文のとおり決定する。

平成15年4月23日

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判長裁判官 小川克介

裁判官 鬼頭清貴

裁判官 濱口浩